

2022 年度立命館大学学友会勧誘規制規則

2022 年 2 月 17 日

(起案：新歓実行委員長 森本晴絵)

第一章 総則

(趣旨)

第 1 条 2022 年度新歓期における課外自主活動団体に関する規制は、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において勧誘行為とは、会員に対し特定の団体の宣伝を行い、又は特定の団体への入会若しくは参加を促す用に供する目的で会員の個人情報の提供を求めることを言う。

第二章 勧誘行為の規制

(禁止行為)

第 3 条 何人も、勧誘行為のために次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 新歓実行委員会若しくは中央事務局特別事業部の定める場所以外での勧誘行為。
- 二 特定の宗教に入信することを迫り、特定の宗教の教義を流布し、その他宗教的活動に関する行為。
- 三 会員に対し金銭及び飲食物を提供する行為。
- 四 机付ベンチ等の学内に備え付けられた備品を許可なく移動する行為。
- 五 会員の移動又は学内の交通を妨げる行為。
- 六 学友会又は大学の業務を妨害する行為。
- 七 前 6 号に定める行為のほか、新歓実行委員会若しくは中央事務局特別事業部の定める行為。

(掲載禁止事項)

第 4 条 学内アドレス及び団体名義の連絡先以外のメールアドレスその他連絡先は、掲載してはならない。

② 前項に掲げるもののほか、掲載禁止に関する事項は、新歓実行委員会及び中央事務局特別事業部の定めるところによる。

(取得個人情報の制限)

第 5 条 課外自主活動団体は、氏名、所属する学部及び学年並びに学内メールアドレスに

限り、会員の個人情報を取得することができる。

(学外団体による団体の規制)

第6条 立命館大学構内における、次の各号に掲げる団体以外の団体による勧誘行為は、これを禁ずる。

一 学友会所属団体

二 プロジェクト団体

三 前2号に掲げる団体のほか、大学又は新歓実行委員会が特に認めた団体

第三章 雑則

(警告及び制止)

第7条 新歓実行委員会及び中央事務局特別事業部は、この規則に違反する行為を現認した場合は、直ちに警告を発することができる。

② 新歓実行委員会及び中央事務局特別事業部は、前項の警告を受けた団体がこの規則に違反する行為を中止しない場合は、当該行為を直ちに実力で制止することができる。

(限時)

第8条 この規則は、2022年5月31日に廃止する。